## 行政に対する苦情の受理状況報告書 (令和3年9月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

## 行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、 怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利 ・利益の侵害に関する苦情を受理する。

- 2. 苦情の受付
- 苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。
- 3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用 受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の 皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用し ようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。 また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

> 令和3年10月 参議院行政監視委員会調査室

## 行政に対する苦情の受理状況(令和3年9月1日~30日)

## 上記期間に受理した苦情は、以下の17件です。

苦情に関するお問い合わせ:行政監視委員会調査室(内線75366)

	件 名 · 要 旨	受理年月日
1	[個人情報保護委員会の対応について] 官報に掲載される破産者の住所や氏名等の情報を収集し、インターネット上で公 開する情報サイトは違法なものではないか。破産者の家族情報まで掲載され、子 供の安全も心配であるため、至急対応を行ってほしい。 全国の破産者が個人情報保護委員会に同様の相談をしているが、半年以上、何の 対応もなされず、破産者情報が更新され続けている。困っている破産者を助けて ほしい。	R3. 9. 2 ホームページ
2	[相談者への行政の対応について] 宅地建物取引業法を所管する国土交通省に電話をしたところ、応対した若手職員 は担当職員に取り次ぐことなく来客を理由に電話を切った。数年前に総務省に電 話をした際にも同様の理由で電話を切られており、若手職員がこのような対応を 行うようになる組織環境は情けない限りである。	R3. 9. 2 ホームページ
3	[いじめ事件における第三者委員会の対応について] いじめの被害生徒が亡くなり半年が経とうとしているが、市教育委員会の第三者 委員会による調査には進展がみられない。第三者委員会の活動を促してほしい。	R3. 9. 3 ホームページ
4	[いじめ事件における第三者委員会の対応について] 市教育委員会の第三者委員会は、いまだに関係教職員や生徒への聞き取り調査に着手しておらず、機能していないに等しい。国が関与するなどの検討をしてほしい。	R3. 9. 3 ホームページ
5	[西武信用金庫による不正への金融庁の対応について]  西武信用金庫の不正融資問題に関し、金融庁が業務改善命令を発出するに至った経緯について行政文書の開示請求を行ったが、開示された資料のほとんどが黒塗りであった。そのため、審査請求を行い追加で開示された資料を確認したところ、西武信用金庫の職員が不動産の専門家に対して鑑定評価の改ざんを指示・示唆していた事実を確認できる文書が含まれていた。当該事実を把握しているにもかかわらず、金融機関及び不動産の専門家の刑事責任を問わない金融庁職員には国家公務員の告発義務違反があると考えられる。同庁法令等遵守調査室に通報したが、明確な理由を示されないまま受理対象外とされた。また、西武信用金庫が今回の不正融資問題の被害者への対応を誠実に行わないのは金融庁による指導がなされないことが原因であり、被害者である私の再三にわたる訴えを無視し、不正の事実を知りながら何ら対応してこなかったことは、国民や立法府の軽視であり、金融機関を過度に守る既得権重視の対応である。今こそ金融行政の膿を出し尽くし、再発防止に努める必要があると考える。	R3. 9. 5 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
	[児童相談所の第三者検証制度の法制化について]	
6	厚生労働省子ども家庭局は児童福祉法等に基づき各自治体の児童相談所に対して 運営指針を発出しているが、古い指針に沿った運営のままであったり、指針の文 言の一部を切り取り同法の趣旨に反した運営がなされていたりしているにもかか わらず、指針に沿った行為であるとして正当化する事例が相次いでいる。こうし た事例が表に出ないことが問題であり、児童相談所の運営に対して検証し、改善 するため強制力のある第三者検証制度の法制化が必要である。同局にも再三訴え ているが、対応が遅すぎる。	R3. 9. 7 ホームページ
	[西武信用金庫への金融庁の対応について]	
7	西武信用金庫による不正の被害者として、同金庫の取引支店にて個人情報開示請求を行ったところ、同金庫は、請求に応じないとする旨も含め、当該行為を別件で依頼していた弁護士に漏洩した。これを受け、取引支店の支店長らに苦情を申し立てたところ、全く回答になっていない内容証明郵便が届き、再度説明を求めたが、既に回答済みとの返信が来た。同金庫の苦情・相談窓口にも通報したが、何の連絡もなく、改めて問い合わせたところ、一切の交渉を拒絶された。同金庫のウェブサイトでは苦情に対して丁寧な対応を行うとする一方で、実際には顧客対応を無視している。本件を金融庁に通報しているが、何らかの対応を取っているようには全く感じられない。	R3. 9. 13 ホームページ
	[危険なプレジャーボート等の操縦による事故について]	
8	事故を防ぐため、プレジャーボート等の操縦可能な区域を限定すべきであり、人が多くいる場所で操縦を行い人を死傷させた場合は法定刑の上限を死刑とするなど厳罰化すべきである。海水浴場近辺等でのプレジャーボート等の操縦は非常に危険で数十人の者を死傷させるおそれもあり、テロ行為と同様であると思う。このまま放置するのであれば、場合によっては、意図的な刑の軽い殺人も起きかねない。	R3. 9. 15 ホームページ
	[ワクチンパスポートについて]	
9	新型コロナワクチンの接種を証明するワクチンパスポートではなく、新型コロナウイルス感染症に対する抗体の保持を証明する抗体パスポートの導入を行うべきである。	R3. 9. 17 ホームページ
	[警察官による所持品検査について]	
10	職務質問と称して警察官に所持品を強制的に検査されたが、失礼な行為であり、 このような警察官を減らしてほしい。	R3. 9. 17 ホームページ
	[警察官の不適切な行為について]	
	東京パラリンピックの警備のため派遣された県警の警察官が不適切な行為をし帰 任させられたとのことであるが、彼らの給与は税金で賄われているのであり、仕 事を行った上で給与を得るべきである。	R3. 9. 17 ホームページ
	[苦情申出への公安委員会の対応について]	,
12	警察官の不適切と思われる行為について公安委員会に苦情申出を行ったところ、事実確認を実施しないまま苦情ではなく意見・要望として受け付けた旨の連絡が来た。以前は、苦情申出を行った際には公安委員会から苦情申出の経緯を確認する電話があった。この確認に対し詳細を記して提出すると、端的に記載するように言われ処理を進めてもらえず、この対応も問題であったように思うが、近頃はそのような経緯の確認すら行われなくなってしまった。公安委員会を機能する行政機関にしてほしい。	R3. 9. 17 郵送

	件 名 要 旨	受理年月日
	[公平な支援の在り方について] 低所得者や非課税世帯となっている母子家庭等ばかりに手厚い支援が行われているが、それらの者の大半は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から収入額が変わっていないのではないか。税金を払いたくないからと非課税世帯となる年収の範囲でしか働かない者も増えており、真面目に働いて税金をきちんと納めている身としては不公平に感じる。税金をきちんと納めている者を大切にする取扱いをしてほしい。	R3. 9. 21 ホームページ
15	[雇用調整助成金の運用について] 雇用調整助成金の受給に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例の適用を受けるためには、雇用維持要件を満たす必要がある。休業の実績を判定する判定基礎期間の末日における事業所労働者数の計算には、末日の退職者も含むと判断するのが通例であるが、実際にはハローワークシステムにより当該者を含まない形で数値が算出され、その数値で雇用維持要件を満たすか否かが判断されている。 厚生労働省の担当部局に問題を指摘したところ、システムの数値を優先するとのことであったが、申請者が知らないところで異なった運用が行われていることから、早急に改善する対応を取ってほしい。	R3. 9. 22 ホームページ
16	[片目失明者の義眼装着に対する支援について] 片目失明者は、他眼の視力の状況によっては障害者として認定されないため、十数万円の義眼を耐用年数に合わせて2年ごとに自己負担で購入している。義眼を装着しないことにより差別を受けることも考えられるため、社会生活を営む上では義眼の装着が必要であるが、費用負担が大きい。国が、義眼を購入した病院の記載等を申請条件として、費用負担の一部補助を実施するなどの政策を行ってほしい。	R3. 9. 23 ホームページ
17	[交通違反の取締りの在り方について] 警察の交通違反の取締りでは、一時停止違反を隠れてチェックしたり、右折禁止の交差点の先で待ち伏せをしたりすることが日常茶飯事となっているが、交通事故を未然に防ぐことより、違反者を取り締まることが目的化しており疑問を感じる。違反事項の周知徹底による注意喚起を行うならば、取締りによって違反者やそれを目撃した数人を対象とするよりも、交差点の手前で注意を呼び掛ける方が効果が高い。警察は、事故を未然に防ぐことよりも取締件数の増加を重視しているのであろうか。あくまでも取締りは事故を未然に防ぐための手段に過ぎないと思う。	R3. 9. 24 ホームページ